

協定項目 23 - 4号資料

広報広聴関係事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

多様化した市民ニーズに反映した新市政の運営を行うにあたっては、的確な広報広聴活動を行う必要がある。

2 提案の理由

新市において、市民に幅広い意見や要望を聴く機会と、地域の現状や施策などの行政情報を市民に提供するための広報紙作成等の広報広聴関係事業の取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

1. 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。
2. 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
3. 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

1. 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。
2. 新市において、ホームページを開設する。
3. 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。
4. 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。
5. 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。

山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

1. 市・町広報紙（広報紙の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行）新たに制度等を創設する。
2. 市政・町政だより〔電波メディア〕（ケーブルテレビ、電光掲示板）新たに制度等を創設する。
3. 広聴活動（市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会）新たに制度等を創設する。

新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併）

1. 広報誌
行政と住民の交流の場として、「広報誌」を毎月1回発行する。
行政と各種団体等の行事等を広報するため、「お知らせ版」を毎月2回発行する。

広島県庄原市・比婆郡4町総領町合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併）

1. 広報紙は、新市において統一し、毎月発行する。
2. 行政懇談会は、新市においても実施することとし、実施方法は、新市において調整する。
3. 防災行政無線、オフトーク通信による放送については、当面、現行のとおりとする。
4. 行政相談委員による相談業務は、新市においても実施することとし、実施方法は、新市において調整する。
なお、行政相談委員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. ホームページは、新市において開設する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	(1) ご意見箱については、本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。 (2) 市政モニター制度については、新たな制度として制定する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
広報広聴	<p>1 ご意見箱</p> <p>(1) 目的 市民の意見や要望を聴く機会を設けるために市庁舎にご意見箱を設置した。</p> <p>(2) 対象 市民</p> <p>(3) 内容 ・ご意見箱の開封は、月に3回(1日, 11日, 21日) ・投函された意見・要望等については、市長から関係各課へ回され、記名の要望等については本人に回答書を送付。無記名の要望等については、広報紙等で回答を行う。</p> <p>2 市長への手紙 該当なし</p>	<p>1. ご意見箱</p> <p>(1) 目的 広く住民の意見を取り入れるため設置</p> <p>(2) 対象 だれでも</p> <p>(3) 内容 役場と市比野出張所に設置, 現在のところ投函される文書なし</p> <p>2. 町長への手紙 制度としては無し</p> <p>3 町政モニター 該当なし</p>	<p>町長への手紙</p> <p>入来町町民からの町行政に関する相談、意見、要望、照会、苦情等を総務課庶務係(広報担当)で受け付け、町長決済後、氏名が明記されているものには、各担当者により回答する。 関係書類は庁舎や教育委員会、各分館等に設置している。 平成11年11月から実施しており、平成15年1月現在で、62件が寄せられている。</p>	<p>1, ご意見箱</p> <p>目的 該当なし</p> <p>対象 "</p> <p>内容 "</p> <p>2, 町長への手紙</p> <p>目的 該当なし</p> <p>対象 "</p> <p>内容 "</p> <p>3, 町政モニター</p> <p>目的 概要なし</p> <p>対象 "</p> <p>内容 "</p>	<p>1 ご意見箱 該当なし</p> <p>2 町長への手紙 該当なし</p> <p>3 町政モニター 該当なし</p>
	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整方針(案)
	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1 ご意見箱</p> <p>目的 村民等の意見や要望を村政に反映させるために、庁舎・集会施設・旅客待合所等に意見箱を設置</p> <p>対象 村民及び当地を訪れる旅行者等</p> <p>内容 意見箱の開封は月に1回 投函された意見・要望等は、村長から関係課長に渡され適格な方策により対応する</p> <p>2 村長への手紙 該当なし</p> <p>3 村政モニター 該当なし</p>	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1 ご意見箱については、本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>2 市政モニターについては、合併時に新たに制度として制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4 広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市政対話集会	<p>1 目的 ・市民の市政に対する意見・要望等を広く聴き、市政に反映させるため開催</p> <p>2 内容 ・市内を川北・川南地区に分け、隔年おきに要望のあった校区ごとに開催。 ・市と校区公連会との共催事業 ・提案議題に対し、市長若しくは所管部長が回答するという形式で行う。</p> <p>(1)開催時期 7・8月, 10月 (2)提案理由 提案議題・会進行等は各校区で事前に提案し、行政と調整のうえ決定</p> <p>3 対象 ・校区公連会役員, 公民会長, 地元選出市議会議員等 ・市・・・市長, 総務部長及び提案議題所管の部長</p>	<p>[公民館長及び納税組合長会議]</p> <p>1 目的 町政を公民館長等に理解してもらい、広く周知するため開催</p> <p>2 内容 毎年4月・12月に各公民館長・納税組合長・地区公民館長を一同に集め。町政についての説明会を開催 町からの出席者 4役・課長・局長</p> <p>[町長と語る会]</p> <p>1 概要 町政に関する町民の意見要望を広く聴取し、また各種施策等の周知や理解を得るため、開催を希望する団体と町長が見交換を行う。事前に団体から出された意見・要望に対して回答するほか、町長からの施政報告や質疑応答が行われる。</p> <p>2 対象 校区・自治公民館, 町内の各種団体</p>	<p>1 目的 町長の諮問により、振興計画に関し、必要な事項を調査及び審議させるため、振興計画審議会を置く。</p> <p>2 委員の構成 20名で構成する。 ・町議会の議員 ・町教育委員会の委員 ・町農業委員会の委員 ・町の職員 ・公共的団体の役員又は職員 ・学識経験者</p>	<p>目的 町政に関する町民の意見要望を広く聴取し、また各種施策等の周知や理解を得る。</p> <p>内容 開催を希望する団体と町長が見交換を行う。事前に団体から出された意見・要望に対して回答するほか、町長からの施政報告や質疑応答が行われる。</p> <p>開催時期 年間を通じて(団体からの希望で随時開催) 提案議題 各団体より事前に総務課へ提出してもらう 市からの出席者 町長, 総務課長及び提案議題所管の課長</p> <p>対象 校区・自治公民館, 町内の各種団体</p>	<p>【町政対話集会】</p> <p>1 (目的) 町民の皆様からの声を十分に伺い、さらに住みよい町づくりに取り組むため。</p> <p>2 (内容) 町政全般にわたる意見の集約 (5地区 5日間 夜 7:00~9:00) 年1回</p> <p>3 (対象) 全町民 町出席者 4役, 及び全課長, 局長</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
	<p>【目的】 ・村政に対する意見・要望等を広く聴き、村政に反映させるため開催</p> <p>【内容】 ・自治公民館や各種団体等から意見・要望等の要請があった時や地域住民に対し説明が必要な事業等を行う場合の村政報告 ・開催時期については、要請等があつてから日程調整を行って実施する ・村からの出席者 村長, 助役, 各課長・及び所管担当職員</p> <p>【対象】 ・村民</p>	<p>1 目的 村政に対する意見・要望等を広く聴き、村政に反映させるため開催</p> <p>2 内容 ・公民館や各種団体等から意見・要望等の要請があったり、広く地域住民に説明が必要な事業などの村政報告等 ・開催時期については、要請等があつてから、日程調整を行い、実施する。 ・村からの出席者: 村長・各課長・(所管担当職員)</p> <p>3 対象 村内の各種団体や公民館</p>	<p>【市政対話集会】 該当なし</p>	<p>【市政対話集会】 該当なし</p>	<p>市政対話集会については、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4 広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する）				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
広報(広報紙発行)	<p>1 広報紙の概要</p> <p>広報紙名 広報せんだい 発行 月1回(10日前後) サイズ A4版 ページ数 基本18ページ(増あり)</p> <p>表紙及び裏表紙カラー 2色刷 印刷部数 26500部 単価 1部40円 制作方法 DTP 使用ソフト イラストレーター、フォトショップ</p> <p>印刷業者への原稿 MO(作成済原稿) 配布方法 公民会を通じて配布(公民会未加入者対策として、公共施設や大型店にラックを設置して、広報紙を自由に取れるようにしている。) 配布先 公民会加入世帯、川内大使や企業立地推進委員</p> <p>2 お知らせ版 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本6ページ(増あり) その他2色刷 印刷部数 26500部 単価 1部12円</p>	<p>【広報誌の概要】</p> <p>名称 広報ひわき 発行 毎月15日 サイズ A4 ページ数 8ページ 表紙及び裏表紙カラー 2色刷 その他2色刷り 印刷部数 3000部 単価 1部31.6円 原稿締め切り 前月20日 制作方法 原稿渡し 使用ソフト なし</p> <p>印刷業者への原稿 文章のみMO渡し 配布方法 各公民館長を通じて公民館加入世帯へ配布 配布先 町内各世帯 個人郵送分 119件 団体郵送分 36件</p> <p>【まるやまの里】 (内容)地元新聞に掲載された、樋脇町に関する記事を取りまとめ印刷し、各公民館に回覧として配布。東京・近畿の樋脇会で配布</p>	<p>【広報誌の概要】</p> <p>名称 広報いりき 発行 毎月15日 サイズ A4 ページ数 (平均16ページ) 表紙及び裏表紙カラー 2色刷 その他2色刷り 印刷部数 2,700部 単価 1部3.465円 原稿締め切り 前月20日 制作方法 製作ソフト イラストレーター フォトショップ</p> <p>印刷業者への原稿 MO渡し(原稿・レイアウト作成済) 配布方法 公民会を通じて配布。町外居住者、企業等へは郵送170部程度 配布先 公民会加入者及び町外居住者、企業等。 個人郵送分 53件 団体郵送分 130件</p>	<p>1、広報紙</p> <p>広報紙名 広報 東郷 発行 月1回(第3木曜日) サイズ A4版 ページ数 基本12ページ(増あり) ・2色刷り(年4回2ページカラー) 印刷部数 2700部 単価 2色刷り1ページ6.20円 ・カラー1ページ26円 制作方法 15年度にDTP導入予定 使用ソフト エディカラー 印刷業者への原稿 MOの予定 配布方法 自治公民館長を通じて配布 配布先 町内各世帯、公共機関、報道機関、東郷会、北薩地区の福祉施設、本町出身県職員、広報交換市町村、個人購読者</p> <p>その他 ・個人購読者 11人 ・切手代のみ負担 ・受付 随時</p> <p>2、行事予定表</p> <p>広報紙名 広報 東郷 お知らせ版 発行 毎月1回(第4木曜日) サイズ B4版縦 ページ数 1ページ 1色刷り 印刷部数 2300部 印刷方法 エクセルで作成した表を市内印刷 その他 市内RANを利用し予定行事を電算入力後、</p>	<p>1【広報紙の概要】</p> <p>広報紙名 広報けどういん 発行日 月1回(第2水曜日) サイズ A4版 ページ数 基本10ページ(増有り) 表紙及び裏表紙カラー 2色刷(4月から)現在1色刷 印刷部数 2,670部 単価 88円 原稿締め切り 前月末 制作方法 一太郎で文章を作成しフロッピーに保存し業者へ 使用ソフト なし フロッピーにテキスト形式で保存し業者に渡す。 配布方法 町民には自治公民館をつうじて配布 町民で自治公民館に入っていない方は、町負担で郵送。 町出身で県外在住の方で希望者には、町負担で郵送。 配布先 個人・・・町民、町出身者(無料) 団体・・・町内施設、近隣市町村 その他 以外の方には切手代(1年分1,080円)をいただく</p>
		里村	上甞村	下甞村	鹿島村
	<p>【広報誌の概要】</p> <p>広報誌名 広報さと 発行 月1回 サイズ A4 ページ数 8ページ(表紙及び裏表紙カラー)</p> <p>印刷部数 1,150部 単価 1部110円(消費税別) 制作方法 DTPは使用していない 使用ソフト 一太郎 エクセル 使用しないがイラストレーター、フォトデラックスのソフトは持っている 印刷業者への原稿 メール送信(写真は郵送) 配布方法 地区の連絡員により全戸配布 配布先 個人30件、団体(行政含む)84件 個人購読 購読料 年間1,200円 201件</p>	<p>1 広報誌の概要</p> <p>広報誌名 広報かみこしき 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本8ページ 表紙・裏表紙カラー・その他2色刷り 印刷部数 1,700部 単価 1部:89円 制作方法 DTP等は使用なし 使用ソフト WORD 印刷業者への原稿 WORDで作成した原稿 配布方法 村内については、各地区駐在員へ配布依頼 村外については、郵送にて対応 配布先 ・地区住民・公民館・各学校・村内官公庁 ・県庁・自治会館・県内報道機関 ・郷土会・県選出国會議員・県議會議員事務所</p> <p>自治体28件 県・官公庁 9件 報道機関19件 郷土会 8件 県・國會議員 4件 個人・企業17件 計85件 郵送にて役場より送付 その他 ・広報のページは、8ページが基本であるが、増ページすることもある。</p> <p>2 行事予定</p> <p>行事予定名称 情報カレンダー 発行 月1回(25日前後) サイズ B4 ページ B4で1枚 部数 1,000部 印刷方法 役場にて印刷(輪転機)</p>	<p>1 広報誌の概要</p> <p>広報誌名 広報しもこしき 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本8ページ 表紙・裏表紙カラー・その他2色刷り</p> <p>印刷部数 2,000部 単価 1部:80円 制作方法 DTP等は使用なし 使用ソフト 印刷業者への原稿 原稿(レイアウト・メモ帳)(写真は郵送・メール)</p> <p>配布方法 村内については、各地区駐在員へ配布依頼 村外については、郵送にて対応 配布先 ・地区住民・公民館・各学校・村内公共機関 ・県庁・自治会館・県内報道機関 ・郷友会・県選出国會議員・県内市町村 ・港待合所 その他 購読希望者には年間1,000円で郵送する。</p>	<p>1、広報紙</p> <p>広報紙名 広報かしま 発行 年10回(8月・2月除く) サイズ A4版 ページ数 6ページ又は8ページ 印刷部数 800部 単価 1部(6頁)147円 1部(8頁)155.4円</p> <p>制作方法 広報担当者が取材し、起草、構成、写真等を行っている。 使用ソフト 該当なし 印刷業者への原稿 原稿、写真は印刷業者へ郵送する。 配布方法 各区駐在員が全戸配布、村外は郵送等 配布先 村内全戸配布450部。郵送分行政関係50部、個人50部 その他 購読希望者に年間1,000円で郵送する。</p>	<p>広報(広報紙発行)については、合併時に新たな制度等を制定する。(新たな広報紙として月2回発行する。)</p>